

## ■PPP/PFI 推進アクションプラン（令和3年改定版）（令和3年6月18日民間資金等活用事業推進会議決定）（抜粋）

### 1. 趣旨

【略】「PPP/PFI 推進アクションプラン」（平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定。）を定め、平成25年度から令和4年度までの10年間で21兆円のPPP/PFIの事業規模を達成することを目標とするとともに、公共施設等運営権制度を活用したPFI事業（以下「公共施設等運営事業」という。）等について重点分野を定め、集中的に取組を強化してきたところである。

【略】

### 2. PPP/PFI 推進に当たっての考え方

#### （1）基本的な考え方

新たなビジネス機会を拡大するとともに、公的負担の抑制を図り、経済・財政一体改革を推進するためには、様々な分野の公共施設等の整備・運営にPPP/PFIを活用することが必要であり、とりわけ民間の経営原理を導入する公共施設等運営事業を活用することが重要である。

【略】

公共施設等運営事業の活用を拡大するためには、その前段階として様々な収益事業の活用を進めることが効果的であり、これらの事業に積極的に取り組む中で、収益性を高めつつ公共施設等運営事業への移行を目指していくことが重要である。

特に、運営費等一部の費用のみしか回収できないようなケースであっても、混合型PPP/PFI事業として積極的に取り組むことにより、少しでも公的負担の抑制等を図るという姿勢が重要であり、その取組の中で、より収益性を高める工夫を重ねることで公的負担の抑制効果を高め、さらには公共施設等運営事業へと発展させていくという視点が重要である。

そのためには、サービス購入型PFI事業や指定管理者制度等の多様なPPP/PFI事業をファーストステップとして活用することを促すことが効果的である。

【略】

#### （2）事業類型ごとの進め方

##### ① 公共施設等運営権制度を活用したPFI事業（類型Ⅰ）

【略】また、本格的な人口減少社会の中で、増加する維持更新費等からその

持続可能性が課題となっている生活関連分野において早期に民間の経営原理を導入し、その持続可能性を確保するため、公共施設等運営事業の活用を推進することが必要である。

なお、料金徴収を伴う事業は、その内容によっては適切な範囲で公的負担と公共施設等運営部分から構成する混合型事業スキームの設定が可能である。そのため、独立採算型が難しく、たとえ一部の費用のみしか回収できない場合であっても混合型として積極的に検討すべきである。その実施により、補助金の削減をはじめ公的負担の抑制に貢献できるものである。

さらに、民間の経営手法や創意工夫を活かすことができる事業規模を確保するため、複数施設の運営を一括して公共施設等運営事業化する「バンドリング」を推進するとともに、公共施設等運営事業の積極的な活用にとってのディスインセンティブとなる制度上の問題の解消を図ることが必要である。

## ② 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPPP/PFI事業（以下「収益型事業」という。）（類型Ⅱ）

既存施設に収益施設の併設・活用を行うことによって、施設の価値向上を図っていくことが重要である。その際、施設が持つ収益ポテンシャルは様々であり、利用料金や収益事業で整備・運営費の全てを回収できるもの（独立採算型）から、運営費等一部の費用のみしか回収できないもの（混合型）までであるが、たとえ一部の費用のみしか回収できない場合であっても、公的負担の抑制に資する観点から、積極的に活用することとする。その上で民間の資金や創意工夫により収益拡大を目指すことが重要である。

また、収益型事業は、公共施設等の運営をより広範に民間経営に委ねる公共施設等運営事業へと将来的に発展する可能性を持つものであり、より広範な公共施設等に積極的に活用すべきであり、公共施設等の管理者側においても、積極的に公共施設等運営事業へと移行させる取組や働きかけを行うことが必要である。

## ③ 公的不動産の有効活用を図るPPP事業（以下「公的不動産利活用事業」という。）（類型Ⅲ）

【略】

## ④ その他のPPP/PFI事業（類型Ⅳ）

【略】指定管理者制度や包括的民間委託は、民間事業者の役割の拡大を通じて将来的に公共施設等運営事業へと発展することが期待できるため、積極的活用を図るとともに、契約更新時や更なる民間活用の可能性を検討できる機会等に公共施設等運営事業への移行の可能性を積極的に検討することが重要である。

### 3. 推進のための施策

#### (1) PPP/PFIの一層の促進に向けた制度面等の見直し

##### 【方針】

【略】具体的には、公共施設等運営権者が実施できる業務の範囲等に関する課題やキャッシュフローを生み出しにくいインフラ（道路や学校等の公共建築物等）分野におけるPPP/PFIの導入促進などの課題、SPC（特別目的会社）株式等の流動化に向けた課題等が生じており、これらへ対応するために必要な取組を進める。【略】

##### 【具体的取組】

- ① 公共施設等運営事業は、公共施設等について「運営等」を行うものであり、「建設」「製造」「改修」は含まれていない。ガイドラインにおいては「運営等」に含まれる業務かどうかは管理者等が個別に判断すべき事項とされているが、運営事業者が公共施設等運営事業に密接に関連する「建設」「製造」「改修」を認めた方が、民間本来のノウハウを一層活用した事業を行うことができる場合がある。このため、運営事業者により実施することが可能な範囲を明確化し、民間事業者が創意工夫を活かしやすい環境整備を図るため、PFI法の改正を含めて検討を行う。なお、その際、運営権者が「建設」「製造」「改修」を実施できる条件については、事業内容などを考慮した十分な検討を行う。（令和2年度から）＜内閣府＞
- ② 【略】
- ③ インフラの老朽化に加え、地方公共団体職員の不足に対応しつつ、効率的かつ良好な公共サービスの提供を実現するため、キャッシュフローを生み出しにくいインフラ（道路や学校等の公共建築物等）についても積極的にPPP/PFIを導入していく必要がある。このため、キャッシュフローを生み出しにくいインフラ分野においても、公共サービスの質の維持等に十分な配慮を行いつつ、包括的民間委託や指標連動方式を含むPPP/PFIの導入を推進するため、海外事例等も参考にしつつ、モデル事業の実施などの財政的支援及びガイドラインや事例集等の策定などの導入支援を行う。（令和2年度から）＜内閣府、関係省庁＞

④～⑤ 【略】

(2)～(7) 【略】

4. ～5. 【略】

# PPP/PFI推進アクションプラン(令和3年改定版)(案) 概要版

## 1. 趣旨

- 新型コロナウイルス感染症への対応により厳しさを増す財政状況の中、感染予防や社会・経済の変化を盛り込んだ質の高い公共サービスを提供するためには、PPP/PFIが引き続き有効
- PPP/PFIの推進はSDGsの実現にも寄与すると考えられるほか、2050年カーボンニュートラルの実現等に向けて、再生可能エネルギー分野においても積極的にPPP/PFIを活用していくことが重要と考えられる
- このため、民間資金等活用事業推進委員会で新型コロナウイルス感染症のPFI事業への影響への対応を検討し、令和3年改定版としてとりまとめ

## 2. PPP/PFI推進に当たっての考え方

- 新たなビジネス機会を拡大するとともに、公的負担の抑制を図り、経済・財政一体改革を推進するためには、PPP/PFIを活用することが必要
- 公共施設等運営事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、空港、クルーズ船旅客ターミナル施設、MICE施設等の分野において多大な影響を受けているが、将来の需要回復を見据え、適切な支援等を講じつつ積極的に活用することが重要
- 長期的な持続可能性が課題となっている上下水道等の生活関連分野における公共施設等運営事業の活用の推進が必要
- PPP/PFI推進のためには、新たな課題や社会・経済の変化に伴い制度面の障害が生じている事項等を適切に把握し、PPP/PFIの利点が最大限に機能するよう見直しを図ることが必要

## 3. 推進のための施策

### (1) PPP/PFIの一層の促進に向けた制度面の見直し

- 新型コロナウイルス感染症によるPPP/PFI事業への影響に対応するために必要な取組を行う
- 運営権者により実施することが可能な範囲を明確化するため、PFI法の改正を含めて検討を行う
- 包括的民間委託や指標連動方式を促進するため、モデル事業実施やガイドライン策定などの導入支援を行う
- SPC株式等の流動化の意義や、流動化の進め方等を盛り込んだガイドラインの周知を図る

### (2) 地方公共団体等へのPPP/PFI導入促進に向けた積極的な支援

- 人口10万人以上20万人未満の地方公共団体について、令和5年度までの優先的検討規程の策定を促す
- 人口10万人未満の地方公共団体については、優先的検討規程の策定・運用の手引きを作成する等、優先的検討規程導入の環境整備を行う
- 優先的検討規程に基づくPPP/PFI事業の検討を実施した団体数について令和6年度までに334団体\*とすることを目標とする(\*人口10万人以上の団体数に相当)
- 交付金等の交付にあたり、PPP/PFI導入検討を要件化した事業分野について着実に運用するとともに、要件化する事業分野の拡大に向けて検討を行う
- アドバイザー費用について、各分野の交付金等により支援するとともに、支援分野の拡大等を含めて検討を行う
- PPP/PFI導入可能性調査等につき、人口20万人未満の地方公共団体への支援を積極的に行う
- 事後評価等のマニュアルを周知し、期間満了後の検証のみならず、期間満了前の次期事業の検討に活かすほか、今後の事業方式の選定等への活用を促す
- 地方公共団体等がより適切な事業契約書を作成できるよう、PFI事業契約書案を整理した情報を周知する
- 地方公共団体におけるPPP/PFIに係る経験を評価・認定し、人材を派遣して支援を実施する

### (3) 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進

- 地域プラットフォームを活用して導入可能性調査を実施した人口20万人未満の地方公共団体数について、令和3～5年度の目標を200団体とする
- 地域プラットフォームに参画する人口20万人未満の地方公共団体数について、令和3～5年度の目標を550団体とする

### (4) 民間提案の積極活用

- 改定された民間提案推進マニュアルについて、公共施設等の管理者等に周知を図る

### (5) 公的不動産における官民連携の推進

- 低未利用の公的不動産の有効活用につき、官民連携の推進を図る

### (6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用

- 地域金融機関等職員に対しPFIに係る金融実務の習得を目的とした研修の実施を検討するなど、地域人材の育成を図る
- 今後のあり方について、設置期限の延長も含め、検討を行う

### (7) その他

- 公共施設の非保有手法について、活用が有効と思われる条件や活用する際の留意事項、事例等をまとめた基本的な考え方を周知し、活用促進を図る

## 4. 集中取組方針(公共施設等運営事業等の重点分野)

- 各分野について、以下の数値目標に基づいた取組を推進

水道(今後の経営のあり方の検討 30件:~令和3年度)、下水道(実施方針策定6件:~令和3年度)、

クルーズ船旅客ターミナル施設(今後の動向等を見極めつつ、令和4年度以降の数値目標を改めて検討)、

MICE施設(6件:~令和3年度)、公営水力発電(今後の経営のあり方の検討 ※3件:~令和4年度)

空港(6件)、水道(6件)、下水道(6件)、道路(1件)、文教施設(3件)、公営住宅(6件)、工業用水道(3件)については、集中強化期間中の数値目標を達成

## 5. 事業規模目標

- 平成25~令和元年度の事業規模は約23.9兆円であり、令和4年度までの事業規模目標21兆円を3年前倒しで達成
- PPP/PFI普及の意義等を踏まえた令和4年度以降の新たな目標の設定(4.集中取組方針の見直しも含む)及び目標の達成に向けた推進方策について検討を行う